

住居確保給付金の再支給要件が拡大されました！

主な対象者

支給が終了した月の翌月から起算して1年経過し、次のいずれかに該当する場合

- ① 支給が終了した後、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）
その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合
 - ② 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合（当該個人の責めに帰すべき理由
又は当該個人の都合によるものを除く。）
 - ③ 個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらず就業機会等が減少し
たことにより当該個人の就労状況が離職等の場合と同等程度の状況にある場合
- ※①に該当する場合で、最後に住居確保給付金の支給を申請した日が令和6年3月31日以前である場合は、支給が終了した月の翌月から1年を経過している必要はありません。
- ※あらかじめ雇用期間が決まっており期間満了による離職は対象外です。

再申請するには

申請書に必要な事項を記載し、添付書類とともにお住いの区保健福祉センター社会援護課に提出

- ・まずは市ホームページをご確認ください。
- ・申請書は適切に記載してください。世帯全員分の申請月の収入（総支給額）、資産額などの必要事項は漏れのないよう記載してください。
- ・①～⑤をご用意のうえ、申請書に必要な事項を記載してください。
①本人確認書類②離職等関係書類（離職等をしたことが分かるもの）
③収入関係書類（給与明細書や給与振込が分かる通帳の写しなど）
④金融資産関係書類（通帳の写しなど）⑤賃貸借契約書の写し
- ・①～⑤の中でご用意できないものがある場合は、区保健福祉センター社会援護課へご相談ください。

※収入額等を確認するために、金融機関等に調査を実施することがあります。

問合せ先

中央保健福祉センター社会援護第一課	043-221-2147
花見川保健福祉センター社会援護課	043-275-6416
稲毛保健福祉センター社会援護課	043-284-6135
若葉保健福祉センター社会援護第一課	043-233-8148
緑保健福祉センター社会援護課	043-292-8135
美浜保健福祉センター社会援護課	043-270-3148

詳細は市ホームページ「千葉市 住居確保給付金」で検索

主な支給要件

住居確保給付金の支給決定を受ける場合は、以下をすべて満たす必要があります。（ただし、持ち家や生活保護を受給している場合は対象外です。）

1 次の①②どちらかに該当すること。

- ①離職後又は事業を行う者が当該事業を廃止（廃業）した後、2年以内であること
- ②自己都合によらず就業機会等が減少し、就労状況が離職や廃業と同等程度の状況であること

2 収入要件

次の収入基準額（基準額＋支給家賃上限額）以下であること。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
基準額（月額）	84,000	130,000	172,000
支給家賃額（上限額）	41,000	49,000	53,000

3 資産要件

世帯の資産の合計が、次の金額以下であること。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯以上
世帯全員の資産額	504,000	780,000	1,000,000

4 求職活動要件

ア又はイに該当する方の全ての活動を行い、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。

<ア 公共職業安定所等で求職活動を行う者>

- ①申請時に、公共職業安定所等へ求職申込みを行うこと
- ②支援員が作成したプランに沿って常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月4回以上、支援員に現状を報告し活動報告書を提出すること
※少なくとも1回は対面による面談を行う。残りの3回は電話や郵送等で可能
- ④月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること
- ⑤週1回以上、求人先への応募もしくは面接を行うこと

<イ 就業機会が減少した者のうち自営業者で自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると認められる者>（令和5年4月以降対象追加）

- ①申請時に、経営相談先に相談申込みを行うこと
- ②支援員が作成したプランに沿って、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図ること
- ③月4回以上、支援員に現状を報告し自立に向けた活動報告書を提出すること
※少なくとも1回は対面による面談を行う。残りの3回は電話や郵送等で可能
- ④月1回以上、自立に向けた活動報告書に基づく取組みを実施すること
- ⑤週1回以上、経営相談先で面接を行うこと

※公共職業安定所等とは、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口をいいます。

※経営相談先とは、よろず支援拠点、商工会議所、商工会、自ら無料の経営相談を行う地方公共団体、地方公共団体が認める公的な経営相談先をいいます。